

新型コロナウイルス感染対策にかかる学校の対応について

令和4年11月24日版

十全看護専門学校

和田智恵子

コロナウイルス感染は、第8波に入ったとみられ、インフルエンザウイルス感染の同時流行も懸念されています。国では濃厚接触者の待機期間が短縮されていますが、看護基礎教育における臨地実習で、高齢者等ハイリスク者との接触、病院や高齢者施設等のハイリスク施設への訪問を実施した時のハイリスク者及び学生の健康と安全のために、毎日の健康観察と行動履歴を確認しながら、感染対策として、下記のとおり対応します。

I. 同一世帯内で感染者が発生した場合の対応

(1) 濃厚接触者の特定や待機期間については、保健所からの指示に従う。

(2) 同一世帯内で感染者が発生し、本校学生が濃厚接触者に特定された場合の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）または当該感染者の発生等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅いほうを **0日目として、7日間（8日目解除）出席停止とする。**（周辺地域の感染状況により変更となる場合がある。）

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
感染者の発生等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅いほう（陽性と判定された日）									登校可能

注：0日目から7日目までの期間は「出席停止」と表示されています。8日目は「登校可能」と表示されています。

※ 参考資料：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（令和4年3月16日付）

※ 濃厚接触者の定義：陽性者と一定期間に接触があった人。

一定期間とは、有症状陽性者では「発症日の2日前から療養が終了するまでの期間」に、無症状陽性者では「検体を採取した日の2日前から療養が終了するまでの期間」となる。この期間に、以下の条件のいずれかに当てはまる方が該当。

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間の接触があった人
- 適切な感染防護なしに陽性者を看護または介護していた人
- 陽性者の気道分泌物や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1メートル以内で15分以上接触があった場合
- 「食事の際に飛沫が飛ばないように、机を向かい合わせにしない」、「大声での会話をしない」などの感染対策が講じられていない場合

参考：厚生労働省

II. 同居家族が濃厚接触者と特定された場合の対応

同居家族が濃厚接触者と特定され、無症状の場合、学生本人は、

- ① 家庭内での感染対策を十分講じたうえで、登校可能とする。
- ② 登校初日から2週間は登校・授業中のマスク着用、手洗い、3密を避けた行動を厳重に行い、朝夕に健康観察を実施する。症状があれば、I－(2)に準ずる。
- ③ 昼食については、離れて別行動とする。

※ 濃厚接触者と特定された同居家族に対して、保健所からの指示があった場合は、指示に準ずる。

III. 移動について

- ・住居地以外の感染拡大地域への移動（急を要する移動や旅行など）があった場合、**事前事後に担任へ報告すること**と毎日の行動歴表に記載すること。
- ・移動から帰宅した最終日を**0日として2週間は朝夕の健康観察と行動歴の確認**を実施する。本人や同行者に体調不良がある場合は、学校を休むこと。（出席停止扱い）
- ・2週間は、講義や演習、休憩など、できるだけ距離をとって実施すること。
- ・手洗い・うがい、不織布マスク着用、人との距離をとること、換気などの感染対策を徹底すること。

IV. その他

- ・臨床実習施設の実習受け入れについては、実習施設の感染対策に沿うものとする。必要と判断された場合、指定された日時と場所で検査を実施します。
- ・I. II. III. いずれの場合も、登校時に、下記の書類を提出してください。
 - 1.移動報告書（様式4）
 - 2.出席停止期間中の健康観察票（様式5）
 - 3.行動履歴票（様式6）

以上